



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

510	平成27年度自衛官募集	(市町村課).....	2
511	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
512	生活保護法による介護機関の指定	(").....	5
513	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	5
514	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	6
515	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(").....	6
516	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	7
517	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	7
518	救急診療所の変更	(医務課).....	8
519	救急診療所の認定	(").....	8
520	平成27年度登録販売者試験の実施	(薬務課).....	8
521	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	9
522	"	(").....	10
523	保安林予定森林	(森林整備課).....	11
524	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	12
525	道路の区域変更	(道路保全課).....	12
526	道路の供用開始	(").....	13
527	道路の区域変更	(").....	13
528	道路の供用開始	(").....	13
529	道路の区域変更	(").....	14
530	"	(").....	14
531	道路の供用開始	(").....	14
532	道路の区域変更	(").....	15
533	道路の供用開始	(").....	15
534	道路の区域変更	(").....	15
535	道路の供用開始	(").....	16
536	道路の区域変更	(").....	16
537	道路の供用開始	(").....	16
538	道路の区域変更	(").....	17
539	道路の供用開始	(").....	17
540	道路の区域変更	(").....	17
541	道路の供用開始	(").....	18
542	道路の区域変更	(").....	18
543	道路の供用開始	(").....	19
544	道路の区域変更	(").....	19

545 道路の供用開始 (") 19

546 都市計画の変更 (都市政策課) 20

547 海岸保全区域の指定 (港湾空港課) 20

548 港湾法による海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定 (") 21

549 紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク構築委託並びに機器賃貸借業務に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 21

○ 公安委員会告示

17 遊泳区域の指定 25

○ 選挙管理委員会告示

57 政治団体の届出事項の異動の届出 25

58 政治団体の解散の届出 26

59 政治団体の収支報告書の要旨 27

60 政治団体の設立の届出 29

61 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体 29

62 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 29

○ 会計管理者訓令

*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課) 30

○ 公告

入札公告 (警察本部) 31

告 示

和歌山県告示第510号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成27年度募集について、次のとおり告示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

自衛官候補生

(2) 採用時期

平成28年3月下旬から同年4月上旬まで

2 試験期日、試験場及び試験種目

3・4月要員(男子)

試験期日	試験場	試験種目
平成27年6月14日(日)	和歌山県民文化会館 (和歌山市小松原通一丁目1番地)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験
平成27年6月24日(水)	自衛隊和歌山地方協力本部 (和歌山市築港一丁目14-6)	3 適性検査 4 身体検査

3 受付期間

試験期日の前々日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関に持参又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。
なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人亀寿会	有田郡有田川町熊井439-1	医療法人亀寿会亀井クリニック	有田郡有田川町熊井439-1	訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション	平成15.3.20
医療法人明美会	有田郡有田川町小島15	有田南病院	有田郡有田川町小島15	短期入所療養介護	平成17.9.30
社会福祉法人みどり会	和歌山市和佐中213-1	みどり白浜デイサービスセンター	西牟婁郡白浜町瓜切2927-1713	通所介護	平成18.5.1
社会福祉法人平成福祉会	海南市下津町丸田1111-1	かぐのみ苑湯浅ホームヘルプサービス	有田郡湯浅町湯浅2032-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.1.7
特定非営利活動法人たけのこ	西牟婁郡白浜町栄1096-1	デイサービスセンターたけのこ	西牟婁郡白浜町堅田2399-652	通所介護・介護予防通所介護	平成22.11.29
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町社協二子の里	日高郡みなべ町埴田1430	通所介護・介護予防通所介護	平成23.3.31
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	ホームヘルプステーション南紀	西牟婁郡白浜町富田1357	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.2.1
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	訪問看護ステーション南紀	西牟婁郡白浜町富田1703	訪問看護・介護予防訪問看護	平成24.2.1
有限会社牟婁測量設計	田辺市下三栖142	デイサービスセンターむろの家	西牟婁郡上富田町南紀の台59-49	通所介護・介護予防通所介護	平成24.3.31
株式会社すさみ介護	西牟婁郡すさみ町江住133-1	ケアプランえすみ	西牟婁郡すさみ町江住133-1	居宅介護支援	平成24.9.9
社会福祉法人きたば会	有田郡広川町下津木1105-5	在宅複合型施設ひろの里訪問介護事業	有田郡広川町下津木1105-5	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.11.9
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才294-5	ヘルパーステーション白浜日置の郷	西牟婁郡白浜町日置2037	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.4.1
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	ホームヘルプすてっぷ	西牟婁郡上富田町下鮎川437-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.4.1
株式会社明和	西牟婁郡白浜町1729-2	ケアプランサービスでいごの郷	西牟婁郡白浜町1729-2	居宅介護支援	平成25.9.30
有限会社紀南リハビリ研究所	田辺市新万3-19	訪問看護ステーションふるさと	田辺市新万3-19	訪問看護	平成25.10.1
有限会社アクセス	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	デイサービスセンターもみじ	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	通所介護・介護予防通所介護	平成26.1.31
特定非営利活動法人かぐや姫	西牟婁郡白浜町堅田344-1	ケアセンターしおん	西牟婁郡白浜町1111-21	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.2.1
株式会社すさみ介護	西牟婁郡すさみ町江住133-1	ヘルパーステーションえすみ	西牟婁郡すさみ町江住133-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.3.1
株式会社すもも	西牟婁郡上富田町岩田1533-1	ケアプランセンターすもも	西牟婁郡上富田町岩田1533-1	居宅介護支援	平成26.3.16

一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川 143-7	白浜ケアプランセン ター長寿村	西牟婁郡白浜町庄川 143-7	居宅介護支援	平成 26.4.1
一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川 143-7	訪問介護長寿村	西牟婁郡白浜町富田 1234	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 26.10.8

和歌山県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人たけのこ	西牟婁郡白浜町1252-3	デイサービスセンターたけのこ	西牟婁郡白浜町1252-3	通所介護・介護予防通所介護	平成 22.11.29
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	ホームヘルプステーション南紀	西牟婁郡白浜町富田699-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.2.1
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	訪問看護ステーション南紀	西牟婁郡白浜町富田699-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 24.2.1
株式会社なづな	西牟婁郡上富田町南紀の台59-49	デイサービスセンターむろの家	西牟婁郡上富田町南紀の台59-49	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.4.1
株式会社すさみ介護	西牟婁郡すさみ町江住1401-1	ケアプランえすみ	西牟婁郡すさみ町周参見4038-1	居宅介護支援	平成 24.9.9
社会福祉法人きたば会	有田郡広川町下津木1105-5	在宅複合型施設ひろの里訪問介護事業	有田郡湯浅町湯浅456	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.11.9
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	ホームヘルプすてっぷ	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.4.1
特定非営利活動法人かぐや姫	西牟婁郡白浜町堅田344-1	ケアセンターしおん	西牟婁郡白浜町3781-9	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.2.1
株式会社すさみ介護	西牟婁郡すさみ町江住1401-1	ヘルプステーションえすみ	西牟婁郡すさみ町江住1401-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.3.1
一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川143	白浜ケアプランセンター長寿村	西牟婁郡白浜町富田1234	居宅介護支援	平成 26.4.1
一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川143-7	訪問介護長寿村	西牟婁郡白浜町1313	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.10.8

和歌山県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満47-1	JAありだ清水ケアプランセンター	有田郡有田川町清水343-1	居宅介護支援	指定事業所の名称変更	JAありだ居宅介護支援事業所	JAありだ清水ケアプランセンター	平成25.8.1
株式会社イクロス	大阪府堺市西区草部491-1	デイサービスセンターぱる	西牟婁郡白浜町2927-80	通所介護・介護予防通所介護	開設者の住所変更	大阪府堺市西区浜寺船尾町西5-3	大阪府堺市西区草部491-1	平成27.1.9
株式会社イクロス	大阪府堺市西区草部491-1	小規模多機能型居宅介護ぱる	西牟婁郡白浜町2666	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	開設者の住所変更	大阪府堺市西区浜寺船尾町西5-3	大阪府堺市西区草部491-1	平成27.1.9

和歌山県告示第514号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800571	株式会社ONEPOINT	訪問介護事業所こねこね	岩出市岡田669-12 石田ビル2F	訪問介護	平成27.4.1	平成33.3.31
3071700748	ウォーターワンデイスーツ株式会社	一織庵デイサービス名手	紀の川市名手市場729番地1	通所介護	平成27.4.1	平成33.3.31
3071800563	ウォーターワンデイスーツ株式会社	一織庵デイサービス岩出	岩出市中黒58-3	通所介護	平成27.4.1	平成33.3.31

和歌山県告示第515号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071500676	株式会社新輝	健輝苑有田川	有田市下中島西ノ瀬202番地1	居宅介護支援	平成27.4.1	平成33.3.31
3071700755	有限会社農協自動車	さわやか福祉会居宅介護支援事業所	紀の川市西脇176-6	居宅介護支援	平成27.4.1	平成33.3.31
3071700763	株式会社あお空	つかつき居宅介護支援事業所	紀の川市桃山町調月769-98	居宅介護支援	平成27.4.1	平成33.3.31
3071800597	オーヤシマ株式会社	陶彩館ケアプランセンター	岩出市畑毛306番地の2	居宅介護支援	平成27.4.1	平成33.3.31
3072300761	株式会社REPLUS	ケアプランセンターリプラス	新宮市下田一丁目1番2号	居宅介護支援	平成27.4.1	平成33.3.31

30724011 71	株式会社吉本	在宅介護支援センター内の川	西牟婁郡白浜町保呂2	居宅介護支援	平成 27.4.1	平成 33.3.31
----------------	--------	---------------	------------	--------	--------------	---------------

和歌山県告示第516号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期間 年月日	指定の有効期間の満了の日
30715006 76	株式会社新輝	健輝苑有田川	有田市下中島西ノ瀬20 2番地1	介護予防特定 施設入居者生活介護	平成 27.4.1	平成 33.3.31

和歌山県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期間 年月日	指定の有効期間の満了の日
30718005 55	一般社団法人ホット ライン愛の手	ホットライン愛の手	岩出市北大池117番地 の11	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.4.1 平成 27.4.1	平成 33.3.31 平成 30.3.31
30718005 89	オーヤマ株式会社	陶彩館ケアサポート	岩出市畑毛306番地の2	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.4.1 平成 27.4.1	平成 33.3.31 平成 30.3.31
30723007 53	株式会社ハーモニー	ケアセンターこもれ び。	新宮市蜂伏12番17号	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.4.1 平成 27.4.1	平成 33.3.31 平成 30.3.31
30715006 84	株式会社はぶ	デイサービスはぶ	有田市宮原町新町491 番地	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.4.1 平成 27.4.1	平成 33.3.31 平成 30.3.31
30717007 30	株式会社グランエイ ジ	デイサービスひだま り	紀の川市杉原39番地4	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.4.1 平成 27.4.1	平成 33.3.31 平成 30.3.31
30722014 15	株式会社清廉	デイサービスあいづ	田辺市秋津町209	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.4.1 平成 27.4.1	平成 33.3.31 平成 30.3.31

30725009 23	株式会社ドマーニ	ドマーニ天満	東牟婁郡那智勝浦町天満442番地	通所介護 介護予防通所介護	平成 27.4.1 平成 27.4.1	平成 33.3.31 平成 30.3.31
30714012 06	近畿エア・ウォーター株式会社	近畿エア・ウォーター株式会社愛らんど海南	海南市名高476	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 27.4.1	平成 33.3.31
30716012 92	近畿エア・ウォーター株式会社	近畿エア・ウォーター株式会社愛らんど有田	有田郡有田川町小島313-7	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 27.4.1	平成 33.3.31

和歌山県告示第518号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく救急診療所の変更について、次のとおり届出があった。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変 更 事 項 (名称)		所 在 地	変 更 年月日
旧	新		
月山医院	月山チャイルドケアクリニック	和歌山市小松原通一丁目3番地	平成 27.4.1

和歌山県告示第519号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 月山チャイルドケアクリニック
- 2 所在地 和歌山市小松原通一丁目3番地
- 3 有効期限 平成30年4月1日

和歌山県告示第520号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成27年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験期日及び時間
平成27年8月23日（日）
午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市栄谷930番地

和歌山大学

3 受験申込みの手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成27年6月1日（月）から同月26日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成27年6月15日（月）から同月26日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成27年6月26日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

4 合格発表

平成27年10月9日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び県立保健所に掲示し、並びに県のホームページに掲載する。

和歌山県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ和歌山北インター店

和歌山県和歌山市直川字船渡田401番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年12月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,411㎡
- 6 駐車場の収容台数
252台
- 7 駐輪場の収容台数
20台
- 8 荷さばき施設の面積
138.4㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
60.12㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後8時まで
- 14 届出年月日
平成27年4月20日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年4月1日から同年9月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター那賀店
和歌山県紀の川市名手市場434
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

他未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年12月21日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,101㎡

- 6 駐車場の収容台数

198台

- 7 駐輪場の収容台数

40台

- 8 荷さばき施設の面積

164.5㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

45.24m³

- 10 開店時刻及び閉店時刻

午前7時から午後9時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成27年4月20日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年5月1日から同年9月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第523号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町宇筒井字奥山267から269まで

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第524号

平成27年和歌山県告示第334号（以下「告示第334号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

前裕

南甚之助

露久志兼三郎

中幸三

古屋義弘

西岡晃

太田素資

前勝

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第334号のとおり

和歌山県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町近露字太尾2679番2地先から同市中辺路町近露字太尾2679番3地先まで	旧	9.90 } 64.90	150.00	

同上	新	9.20 } 63.00	150.00	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第526号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町近露字太尾2679番2地先から同市中辺路町近露字太尾2679番3地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町大字清川字下垣内450番31地先から同町大字清川字木ノ口452番5地先まで	旧	5.85 } 12.53	132.70	
同上	新	11.62 } 16.67	132.70	

和歌山県告示第528号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町大字清川字下垣内450番31地先から同町大字清川字木ノ口452番5地先

まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字高野山字内子谷川13番1地先から同町大字高野山字東谷口17番89地先まで	旧	11.70 } 89.60	1714.06	大門橋 L=58.00 相ノ浦橋 L=44.00 大門口トンネル L=71.00 覚海トンネル L=910.00

和歌山県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字長谷川字馬谷26番1地先から同町大字長谷川字馬谷1番1地先まで	旧	5.25 } 9.21	107.64	
同上	新	10.82 } 15.15	106.91	

和歌山県告示第531号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字長谷川字馬谷26番1地先から同町大字長谷川字馬谷1番1地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字長谷川字登尾1503番1地先から同町大字長谷川字平峠1401番1地先まで	旧	5.91 } 7.75	180.00	無名橋 L=5.00
同上	新	8.56 } 13.56	180.10	無名橋 L=5.00

和歌山県告示第533号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字長谷川字登尾1503番1地先から同町大字長谷川字平峠1401番1地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市和田字天場1229番3地先から同市和田字岩脇1238番1地先まで	旧	7.30 } 8.50	200.00	
同上	新	11.83 } 13.43	200.00	

和歌山県告示第535号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市和田字天場1229番3地先から同市和田字岩脇1238番1地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1062番1地先から同町長谷宮字柳生谷1057番5地先まで	旧	5.04 } 16.35	134.59	オンジ橋 L=11.30
同上	新	5.04 } 16.35	134.59	オンジ橋 L=11.30
同上	新	6.31 } 28.82	135.97	第一柳生橋 L=21.50

和歌山県告示第537号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1062番1地先から同町長谷宮字柳生谷1057番5地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字大畑1782番17地先から同町大字原谷字大畑1783番32地先まで	旧	19.07 } 68.57	80.00	
同上	新	19.17 } 73.66	80.00	

和歌山県告示第539号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字大畑1782番17地先から同町大字原谷字大畑1783番32地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字石神4959番地先から同市上芳養字石神4963番地先まで	旧	2.60 } 8.40	108.20	
同上	新	5.00 } 11.60	108.20	

和歌山県告示第541号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市上芳養字石神4959番地先から同市上芳養字石神4963番地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町佐本東栗垣内字田中平163番1地先から同町佐本東栗垣内字蕨谷口150番2地先まで	旧	4.35 } 9.29	139.47	
同上	新	8.18 } 15.84	131.50	

和歌山県告示第543号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町佐本東栗垣内字田中平163番1地先から同町佐本東栗垣内字蕨谷口150番2地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 長井古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町上田原字追作り1321番1地先から同町上田原字追作り1347番2地先まで	旧	5.89 ） 9.90	115.64	
同上	新	6.82 ） 14.57	115.64	

和歌山県告示第545号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町上田原字追作り1321番1地先から同町上田原字追作り1347番2地先まで

供用開始の期日 平成27年5月1日

和歌山県告示第546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画臨港地区（和歌山下津港臨港地区）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
海南市築地1番地12、1番地84、1番地85、1番地83、1番地1、8番地
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第547号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のように指定する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 沿岸名 和歌山県紀州灘沿岸
- 2 海岸名 広川海岸
- 3 地区海岸名 小浦地区海岸
- 4 指定場所 和歌山県有田郡広川町大字山本地先
- 5 基点の表示（角度は磁角とする。）
基点
 - 1 和歌山県有田郡広川町大字山本9761番地6
北緯34度01分42秒
東経135度09分07秒
 - 2 基点1からN88度08分W線上2.52mの地点
 - 3 基点2からS2度48分E線上8.08mの地点
 - 4 基点3からS89度19分W線上27.55mの地点
 - 5 基点4からS6度55分W線上156.71mの地点
 - 6 基点5からS35度34分E線上11.62mの地点
 - 7 基点6からN47度52分E線上9.05mの地点
 - 8 基点7からN45度57分E線上8.19mの地点
 - 9 基点8からN38度23分E線上5.22mの地点
 - 10 基点9からN33度21分E線上7.85mの地点
 - 11 基点10からN30度07分E線上4.80mの地点
 - 12 基点11からN24度18分E線上10.26mの地点
 - 13 基点12からN20度45分E線上10.78mの地点
 - 14 基点13からN15度53分E線上10.59mの地点
 - 15 基点14からN12度07分E線上6.31mの地点
 - 16 基点15からN12度06分E線上4.34mの地点
 - 17 基点16からN9度23分E線上2.35mの地点
 - 18 基点17からN9度26分E線上0.89mの地点

- 19 基点18からN9度33分E線上47.55mの地点
- 20 基点19からN36度32分E線上1.14mの地点
- 21 基点20からN11度03分E線上21.11mの地点
- 22 基点21からN2度39分E線上10.51mの地点
- 23 基点22からN29度51分W線上11.40mの地点
- 24 基点23からN8度57分W線上7.46mの地点

6 指定区域

基点1から基点24までの各基点を順次結んだ線及び基点24と基点1を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第548号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区における分区を次のとおり指定し、平成22年和歌山県告示第208号（港湾法による海南都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定）及び同第209号（港湾法による下津都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定）は、廃止する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	海南市日方、船尾、築地、下津町下津及び大崎のうち別図に示す区域	約4.4ha
工業港区	海南市船尾、藤白、下津町下津、方及び大崎のうち別図に示す区域	約244.3ha

和歌山県告示第549号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク構築委託並びに機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク構築委託並びに機器賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

紀州NETシステム構築委託及び機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年5月1日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）サーバ及びネットワーク機器を用いた拠点数10以上のWANシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

（イ）10台以上のサーバ及びネットワーク機器を構築又は更新した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）サーバ及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ク）誓約書

- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - (コ) 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
 - (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
 - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
 - (コ) 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
 - (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
 - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

すもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア並びにイの(イ) から(オ) まで、(キ) 及び(ク) に掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ) 及び(サ) から(セ) までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年5月1日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年5月1日（金）から同月25日（月）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成27年5月12日（火）午後1時30分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1) に掲げる申請書類は、平成27年5月1日（金）から同年6月1日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成27年6月1日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年6月8日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年6月11日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年6月18日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第17号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成27年5月1日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年5月3日から同年9月13日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
福永広次後援会	主たる事務所	有田市宮崎町503-2	有田市宮崎町340-1	平成27.3.2	政治団体	
おくの眞弘後援会	主たる事務所	湯浅町湯浅1291-74	湯浅町湯浅1291-22	平成27.3.3	政治団体	
那賀医師連盟	会計責任者	三谷高史	中田秀則	平成27.3.17	政治団体	
ひろひさ会	政治団体の名称	ひろひさ会	和歌山市議会議員ながの裕久と歩む会	平成27.3.18	政治団体	
土井ゆみこ後援会	代表者	土井博己	土井義子	平成27.3.19	政治団体	
にさか吉伸御坊市後援会	会計責任者	井上和雄	小竹博一	平成27.3.19	政治団体	
自由民主党遺族会和歌山県支部	代表者	森益男	田中一嘉	平成27.3.20	政党	
日本遺族政治連盟和歌山県本部	代表者	森益男	田中一嘉	平成27.3.20	政治団体	
和歌山県水落敏栄後援会	代表者	森益男	田中一嘉	平成27.3.20	政治団体	
富安民浩後援会	主たる事務所	日高郡日高町萩原917-1	日高郡日高町荊木88	平成27.3.20	政治団体	
	会計責任者	東原久博	田中良夫			

平井としや後援会	主たる事務所	御坊市塩屋町北塩屋13 31-16	御坊市塩屋町北塩屋10 81	平成 27.3.20	政治団体	
中西とおる後援会	会計責任者	中西佳子	中西俊二	平成 27.3.23	政治団体	
仁坂吉伸那智勝浦 後援会	主たる事務所	東牟婁郡那智勝浦町天 満1-79-3	東牟婁郡那智勝浦町大 字北浜三丁目46の1番 地	平成 27.3.23	政治団体	
とうほう貴子後援 会	主たる事務所	海南市冷水507-2	海南市冷水630	平成 27.3.24	政治団体	
自由民主党和歌山 県第二選挙区支部	主たる事務所	岩出市宮83 ホテルい とう1階	海南市日方1242-16 柳川ビル103	平成 27.3.24	政党	
西本和明後援会	会計責任者	浅井了二	米原史夫	平成 27.3.24	政治団体	
かし木正行後援会	主たる事務所	西牟婁郡上富田町朝来 3335-1	西牟婁郡上富田町朝来 643-1	平成 27.3.25	政治団体	
	代表者	樫木清水	北條真琴			
海南医師連盟	主たる事務所	海南市名高76-16 金 川眼科内	海南市日方1519-1 柳 川レディースクリニック内	平成 27.3.26	政治団体	
	代表者	金川龍一	柳川泰彦			
	会計責任者	藤木嘉明	金川龍一			
石田真敏後援会	主たる事務所	岩出市宮83 ホテルい とう1階	岩出市宮71 パストラ ルビル1-B	平成 27.3.30	政治団体	
石田真敏を支援す る会	主たる事務所	岩出市宮83 ホテルい とう1階	岩出市宮71 パストラ ルビル1-B	平成 27.3.30	政治団体	
武田丈夫後援会	代表者	河口祐三	寺岡諒	平成 27.3.27	政治団体	
中村文二後援会	主たる事務所	岩出市金池76番地(50 1号)	岩出市金池76番地(20 4号)	平成 27.3.30	政治団体	
ふたば昌彦後援会	主たる事務所	田辺市秋津町190-2	田辺市秋津町154-1	平成 27.3.31	政治団体	
世耕弘成新宮後援 会	会計責任者	塩崎実	山本幸夫	平成 27.4.1	政治団体	
門三佐博後援会	代表者	前田憲男	山本恵章	平成 27.4.13	政治団体	
	会計責任者	門幸子	奥野富一			

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
横矢政明後援会	大原裕	平成 23. 4. 30	平成 27. 1. 15
山田まり後援会	児島成一	平成 26. 12. 31	平成 27. 1. 23
東たけふみいぶき会	東正	平成 26. 12. 31	平成 27. 2. 12
自由民主党和歌山県初島組支部	嶋田悦也	平成 27. 2. 28	平成 27. 3. 12
西ひろよし後援会	西弘義	平成 27. 2. 16	平成 27. 3. 16
大竹しげかず後援会	富永弘	平成 27. 3. 18	平成 27. 3. 18
西村善一後援会	田中猛	平成 27. 3. 25	平成 27. 3. 27
西田太夫後援会	片山博	平成 27. 3. 27	平成 27. 3. 27

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

(単位：円)

横矢政明後援会

報告年月日 27. 1. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山田まり後援会

報告年月日 27. 1. 23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

(単位：円)

山田まり後援会

報告年月日 27. 1. 23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

(単位：円)

山田まり後援会

報告年月日 27. 1. 23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

山田まり後援会

報告年月日 27.1.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

東たけふみいぶき会

報告年月日 27.2.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党和歌山県初島組支部

報告年月日 27.3.2

1 収入総額	6,252,626
前年繰越額	6,252,626
2 支出総額	0

西ひろよし後援会

報告年月日 27.3.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大竹しげかず後援会

報告年月日 27.3.18

1 収入総額	55,000
前年繰越額	55,000
2 支出総額	0

西村善一後援会

報告年月日 27.3.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

(単位:円)

自由民主党和歌山県初島組支部

報告年月日 27.3.12

1 収入総額	6,252,626
前年繰越額	6,252,626
2 支出総額	0

西ひろよし後援会

報告年月日 27.3.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大竹しげかず後援会

報告年月日 27.3.18

1 収入総額	55,000
前年繰越額	55,000
2 支出総額	0

西村善一後援会

報告年月日 27.3.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西田太夫後援会

報告年月日 27.3.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山田まり後援会	魚谷一郎	山田英津子	有田郡湯浅町別所210-4	平成 27.2.2
負門俊篤後援会	負門俊篤	今城和人	伊都郡高野町東富貴258-1	平成 27.3.20
亀井二三男後援会	湊谷幸三	亀井眞喜子	東牟婁郡那智勝浦町宇久井535-18	平成 27.3.26
公弘後援会	松本敏彦	下垣内チスミ	伊都郡高野町西富貴8-3	平成 27.3.30
大谷保幸後援会	泉平和廣	大谷保幸	伊都郡高野町上筒香135番地	平成 27.4.3

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成27年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となつたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成27年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
辻大介後援会	東牟婁郡串本町大島1778-3	辻明子	辻市郎

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 23,752,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期間 11月19日から 2月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	末次 啓了				

<p>収入</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">主たる寄附 (氏名・団体名)</td> <td style="width: 20%;">(職業)</td> <td style="width: 50%;">(寄附額)</td> </tr> <tr> <td>民主党和歌山県第1区総支部</td> <td>政党支部</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> </tr> <tr> <td>民主党和歌山県第1区総支部</td> <td>政党支部</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> </tr> <tr> <td>その他の寄附</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>今回計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">10,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>前回計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">5,300,000 円</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">15,500,000 円</td> </tr> </table>	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	民主党和歌山県第1区総支部	政党支部	10,000,000	民主党和歌山県第1区総支部	政党支部	200,000	その他の寄附		円	その他の収入		円	今回計		10,200,000 円	前回計		5,300,000 円	総計		15,500,000 円	<p>支出</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">人件費</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">1,322,559 円</td> </tr> <tr> <td>家屋費</td> <td style="text-align: right;">2,822,415 円</td> </tr> <tr> <td>選挙事務所費</td> <td style="text-align: right;">2,764,055 円</td> </tr> <tr> <td>集会会場費</td> <td style="text-align: right;">58,360 円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td style="text-align: right;">591,362 円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td style="text-align: right;">970,408 円</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td style="text-align: right;">2,432,726 円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">1,956,256 円</td> </tr> <tr> <td>文具費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td style="text-align: right;">3,036,832 円</td> </tr> <tr> <td>今回計</td> <td style="text-align: right;">13,132,558 円</td> </tr> <tr> <td>前回計</td> <td style="text-align: right;">3,477,584 円</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td style="text-align: right;">16,610,142 円</td> </tr> </table>	人件費	1,322,559 円	家屋費	2,822,415 円	選挙事務所費	2,764,055 円	集会会場費	58,360 円	通信費	591,362 円	交通費	970,408 円	印刷費	2,432,726 円	広告費	1,956,256 円	文具費	円	食糧費	円	宿泊費	円	雑費	3,036,832 円	今回計	13,132,558 円	前回計	3,477,584 円	総計	16,610,142 円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)																																																					
民主党和歌山県第1区総支部	政党支部	10,000,000																																																					
民主党和歌山県第1区総支部	政党支部	200,000																																																					
その他の寄附		円																																																					
その他の収入		円																																																					
今回計		10,200,000 円																																																					
前回計		5,300,000 円																																																					
総計		15,500,000 円																																																					
人件費	1,322,559 円																																																						
家屋費	2,822,415 円																																																						
選挙事務所費	2,764,055 円																																																						
集会会場費	58,360 円																																																						
通信費	591,362 円																																																						
交通費	970,408 円																																																						
印刷費	2,432,726 円																																																						
広告費	1,956,256 円																																																						
文具費	円																																																						
食糧費	円																																																						
宿泊費	円																																																						
雑費	3,036,832 円																																																						
今回計	13,132,558 円																																																						
前回計	3,477,584 円																																																						
総計	16,610,142 円																																																						

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	132,300円
ビラの作成	228,200円
ポスターの作成	433,650円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	75,600円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	108,000円
計	1,137,914円

報告書受理年月日	平成27年4月1日	第2回報告分
----------	-----------	--------

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年5月1日

和歌山県会計管理者 岩橋 良晃

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納長訓令第1号)の一部を次のように改正する。
別表西牟婁振興局地域振興部の出納員の項交付限度額の欄中「100,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

入札公告

紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク構築委託並びに機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度から平成32年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク構築委託並びに機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク構築委託業務

契約日から平成28年3月31日までの間

イ 紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク機器賃貸借業務

平成28年1月1日から平成32年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

紀州NETシステム構築委託及び機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第549号に規定する紀州NETシステムにおけるサーバ及びネットワーク構築委託並びに機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成27年5月1日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年5月1日（金）から同月25日（月）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリ

を含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成27年5月12日（火）午後1時30分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成27年6月26日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年6月25日（木）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Construction and Rental of Wakayama Prefectural Police Information System, "Kishu NET"

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Friday 26 June 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.)

Thursday 25 June 2015)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120